

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号。以下「条例」という。）の施行後10年間において、小規模企業をはじめとする中小企業を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じていることから、これらの変化に対応し、中小企業活性化施策をより効果的に推進するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 中小企業の活性化の定義を見直すこととします。（第2条関係）
- (2) 中小企業活性化施策の基本となる施策を見直すこととします。（第8条関係）
- (3) 滋賀県ちいさな企業応援月間を10月から7月に変更することとします。（第18条関係）
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「取組」の右に「および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を、「促進され」の右に「、その人材に関する取組が効果的かつ適正に行われ」を加え、「、および」を「、ならびに」に改める。

第8条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「取組」の右に「および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。

(5) 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「経営改善および危機管理」を「経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善」に改め、「、事業および技術の円滑な承継に対する支援」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。

第8条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 県は、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。
- (2) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。
- (3) 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。

第 18 条第 2 項中「10 月」を「7 月」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、<u>および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより</u>、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。</p> <p>(3)および(4) 省略</p> <p>第3条から第7条まで 省略 (中小企業活性化施策の基本)</p> <p>第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から<u>第4項</u>までに定める施策を基本とするものとする。</p> <p>2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組<u>および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組</u>が促進され、<u>その人材に関する取組が効果的かつ適正に行われ</u>、その経営基盤が強化され、<u>ならびに産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより</u>、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。</p> <p>(3)および(4) 省略</p> <p>第3条から第7条まで 省略 (中小企業活性化施策の基本)</p> <p>第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から<u>第5項</u>までに定める施策を基本とするものとする。</p> <p>2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組<u>および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組</u>が円滑に行われるように</p>

(1)から(3)まで 省略
(新設)

(新設)

(新設)

3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げ

するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1)から(3)まで 省略

(4) 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。

(5) 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

3 県は、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。

(2) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。

(3) 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。

4 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げ

る施策を講ずるものとする。

(1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。

(2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(新設)

(3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

(4) 省略

(新設)

4 省略

第9条から第17条まで 省略

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

る施策を講ずるものとする。

(削除)

(1) 資金の供給の円滑化、経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善に関する支援体制の整備その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(2) 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。

(削除)

(3) 省略

(4) 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。

5 省略

第9条から第17条まで 省略

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 省略

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。

3 省略

付則 省略

第18条 省略

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、7月とする。

3 省略

付則 省略